

岡山県医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

（総則）

第1条 医療機関オンライン化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知別紙）、小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（平成29年5月30日厚生労働省発健0530第5号厚生労働事務次官通知別紙）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「医療機関」とは、指定医等が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院及び診療所並びに同法第8条の規定により届出をした診療所をいう。

2 この要綱において、「指定医等」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号の難病指定医及び同項第2号の協力難病指定医並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3の指定医をいう。

3 この要綱において、「診断書」とは、指定医等が作成する臨床調査個人票及び医療意見書をいう。

4 この要綱において、「補助事業」とは、診断書のオンライン化に必要な業務システムの改修等の環境整備をいう。

（交付の目的）

第3条 補助金の交付は、医療機関に対し補助事業の実施に係る経費の一部を補助することにより、医療機関における診断書作成業務の効率化及び迅速化を促進し、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条の特定医療費の支給及び児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療費の支給の円滑化を図ることを目的とする。

（補助対象経費、補助率等）

第4条 この補助金は、医療機関が行う補助事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

(1) システム改修に係る経費

(2) 機材購入に係る経費

(3) その他知事が必要かつ適当と認める経費

2 補助対象経費の区分は需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金とする。

3 原則として、補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。ただし、医療機関が、第5条の規定による申請書の提出の際、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めて交付申請を行う旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

4 補助率は、2分の1とする。

5 補助上限額は、1医療機関当たり50,000円とする。

（交付申請）

第5条 医療機関は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、様式第1号による申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、当該医療機関に通知するものとする。

2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）と補助上限額のいずれか低い額とする。

3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

（事業内容の変更）

第7条 医療機関は、交付申請日以降に補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 医療機関は、交付申請日以降に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（又は廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 医療機関は、補助事業を完了したときは、その完了の日から15日以内、又は補助金の交付決定があった年度の3月10日までのいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、医療機関に通知する。

（補助金の支払い等）

第11条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。

2 医療機関は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに様式第5号による請求書を知事に提出しなければならない。

（仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 第4条第3項ただし書の規定により消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めて交付申請を行う旨を申し出た医療機関は、当該申出後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、文書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該医療機関に詳細な報告を求めるとともに、当該仕入控除税額に相当する補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

る。

- 3 医療機関は、前項の規定による知事の報告徴求及び返還命令に従わなければならない。

（財産の管理及び処分）

- 第 13 条 医療機関が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、知事が別に定める承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得又は効用の増加後 5 年を経過した日の属する年度を経過したときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、当該財産を処分したことにより医療機関に収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- 3 医療機関は、補助事業の完了後もこれにより取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。
- 4 医療機関は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、台帳を設け、当該財産の保管状況を明らかにしておかななければならない。
- 5 知事は、補助金の交付決定を行うときは、前各項に規定する条件を付すものとする。

（調査及び照会）

- 第 14 条 知事は、補助事業の実施及び補助金の交付に関して必要があると認めるときは、医療機関に対し、調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 医療機関は、前項の規定による調査及び報告徴求に応じ、補助事業の実施期間中及び第 13 条第 4 項に規定する台帳、証拠書類の保存期間中も協力するものとする。

（その他）

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。